



Spirée fleuriste [スピレ・フルリスト]
蔵の街とちぎビジネスプランコンテスト 2017 最優秀賞

せりざわ ありさ
芹澤 有沙 さん



嘉右衛門町伝建地区の街並みに、風情ある蔵のたたずまいのお花屋さんがあります。フランス語で「コデマリ」の花を意味する「Spirée」を店名に、花と街の魅力を伝える、芹澤有沙さんにお話を伺いました。

人に喜んでもらえる仕事がしたい

栃木市に生まれ育ち、以前は別の仕事をしていた芹澤さん。二十代半ばに「自分が作ったものによって人に喜んでもらえる仕事がしたい」と考えるようになった時、たまたまCMで目にした「結婚式場に花を飾る仕事」に興味を持ったことが、転身のきっかけとなりました。

花の名前も全くわからない状態で1から学んでゆき、次第に仕事としてのやりがいを感じるように。さらにスキルアップを図るために、フランスに留学し、パリの生花店で1年間研鑽を積みました。

始めは経営の大変さを思い、独立は考えていませんでしたが、パリの留学仲間に触発され、独立という選択肢も意識するようになったといいます。帰国後に働くうち「もっと自分でこうしたい」と思うことが増えてきて…。それらを形にするために、開業の道を選びました。

花の魅力を伝えていきたい

「パリでは、花はとても身近な存在。特別な日だけでなく、お花を飾ったり贈ったりということが生活に根付いていることに感銘を受けました」という芹澤さん。「お花の魅力を広く伝えていきたい」と、花の販売に加え、レッスンの開催や、アロマセラピーや市内のコーヒー店など、他業種とのコラボレーションにも力を入れます。「お花がある生活が毎日続いていくような、お花をもっと身近に感じてもらえる環境を作っていきたいです。」



古い蔵の造りを活かした店内には、芹澤さんの選んだ優しい色の花々が並びます

日常の中に気軽に花を取り入れて

「お花に興味がなかったり、お花屋さんに入るのをためらう方が、ちょっとでもお花屋さんに入るきっかけを作れたら」と芹澤さんは言います。「お店に入って気になったお花があったら、1本だけでもいい。おうちに飾ってもらえたら、部屋の雰囲気や気持ちが変わります。あまり気負いせず、身近に感じてもらえたら嬉しいです。」

Spirée fleuriste ウェブサイト
<http://spireefleuriste.com/>



Instagram

地域の魅力発見講座

市内各地域の歴史や文化等を学んで、あらためて地域の魅力を見つけてみませんか？

開催日・会場・テーマ 右表のとおり

時間 各日 10時～11時30分

対象 市内在住・在勤・在学の方 費用 無料

定員 各回 60人(第2回のみ40人)(申込先着順)

※お一人で複数回の講座に申し込み可能です。

申込 12月4日(金)～15日(火)に

問合先窓口にて

問合先

栃木公民館(キョクトウとちぎ蔵の街楽習館内) ☎(24)0352

各公民館窓口

受付時間: 平日8時30分～17時15分

回	テーマ	開催日	会場	講師
1	ビール麦栽培の父“田村律之助”とこれからのまちづくり	1月26日(火)	大平公民館(大平町蔵井)	田村律之助顕彰会 会長 鈴木 廣志 氏
2	いちごの歴史、栃木の歩み～見て知って、いちご研究所～	2月5日(金)	栃木県農業試験場いちご研究所(大塚町)	いちご研究所特別研究員 いわさき しんや 岩崎 慎也 氏
3	めざせ！ハートランドマスター～渡良瀬遊水地の役割と魅力～	2月19日(金)	藤岡公民館(藤岡町藤岡)	渡良瀬遊水地ガイドクラブ 渡良瀬遊水地課職員
4	おもしろいよ 地名の由来～吹上地区小字の調査活動を終えて～	2月24日(水)	吹上公民館(吹上町)	吹上地区まちづくり協議会 歴史ロマン委員会 委員長 小平 豊 氏
5	栃木市文化マイスターが誘う知られざる小平浪平翁とその人	3月4日(木)	都賀公民館(都賀町原宿)	栃木市文化マイスター 合戦場郵便局長 漆原 康史 氏

人権三法をご存知ですか？

～人権に関する3つの法律～



「人権三法」とは、国が差別の解消を目指して平成28(2016)年度に施行した、下記の3つの法律のことを指します。これらの法律の趣旨を正しく理解し、差別のない社会を実現しましょう！

障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。

この法律の概要

- ・障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止
- ・事業者や行政機関・地方公共団体に「合理的配慮」の義務

ヘイトスピーチ解消法

正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」。特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、一般にヘイトスピーチと呼ばれています。

見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならないものです。

この法律の概要

- ・差別的な言動に対する相談・教育・啓発活動の実施

部落差別解消推進法

正式名称は「部落差別の解消の推進に関する法律」。同和問題(部落差別)は、我が国固有の重大な人権問題です。

残念ながら、今なお差別発言、差別待遇等や、近年はインターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされるといった事案が発生しています。差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

この法律の概要

- ・差別的な言動に対する相談・教育・啓発活動の実施
- ・部落差別の実態に係る調査

12月4日(金)～10日(木)は人権週間

12月10日は「人権デー」

「人権デー」とは、1948年12月10日「世界人権宣言」の採択を記念して国連が定めた、世界的な記念日です。日本では人権デーを最終日とする1週間(12月4日～10日)を人権週間とし、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

本市でも、街頭啓発や特設相談、講演会などを通じ、人権尊重思想への理解をよりいっそう深めていただけるよう、重点的に活動しています。

人権特設相談

以下の2か所に特設相談所を設け、人権に関する様々な相談に人権擁護委員が応じます。予約は不要です。どうぞお気軽にご相談ください。

相談日程と会場

- ・厚生センター(旭町) 12月9日(水) 10時～12時、13時～15時
- ・大平隣保館(大平町新) 12月10日(木) 10時～12時、13時～15時

問合先 人権・男女共同参画課 ☎(21)2162